

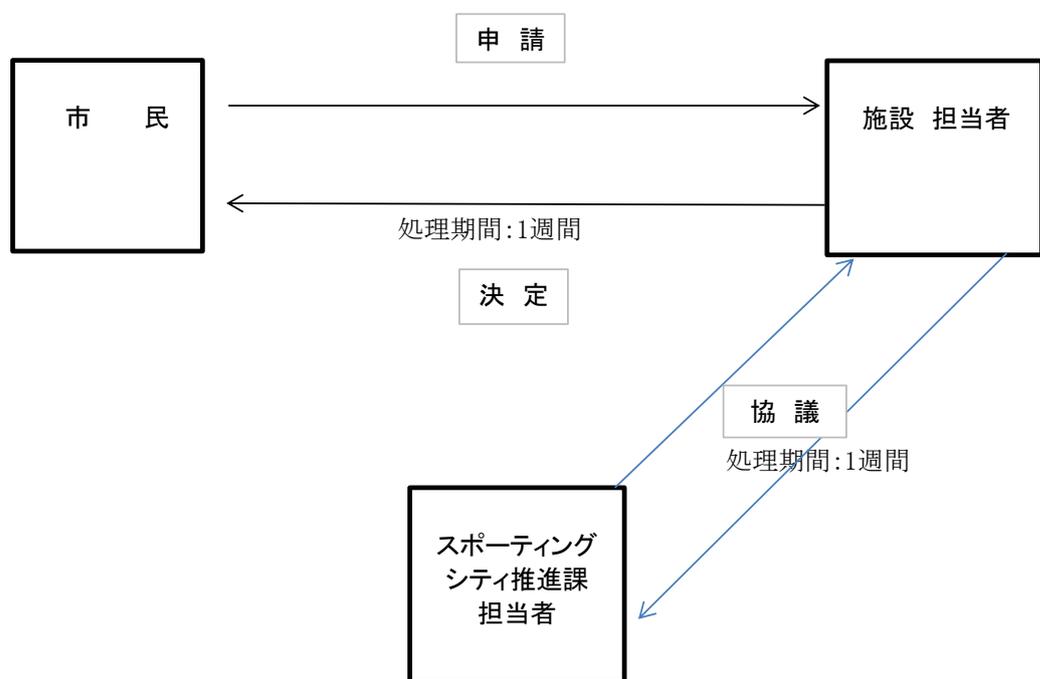
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 24

| | | |
|------------|---|-----|
| 処 分 名 | 松山市総合コミュニティセンターの使用料及び入館料の減免 | |
| 処 分 の 概 要 | コミュニティセンター使用料及び入館料を減免する | |
| 根 拠 法 令 名 | 松山市総合コミュニティセンター条例(昭和59年条例第15号) | |
| 条 項 | 第10条 | |
| 所 管 課 | スポーティングシティ推進課 | |
| 経由機関での処理期間 | なし | |
| 所管課での処理期間 | 2週間 | |
| 標準処理期間 | 計 | 2週間 |
| 判断基準 | <p>松山市総合コミュニティセンター条例施行規則第10条第1項の各号に該当する場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の主催事業の参加者(コスモシアター) ・身体障害者手帳等をもっている人 ・その他市長が必要と認める場合 <p>【根拠法令等】 松山市総合コミュニティセンター条例 (使用料等の減免)</p> <p>第10条 市長は、公益その他特別の理由があると認めるときは、使用料又は入館料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>●審査基準 松山市総合コミュニティセンター条例施行規則 (使用料等の減免)</p> <p>第10条 条例第10条の規定により使用料等を減免することができる場合及び減免額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市が主催する事業に参加する者がこども館コスモシアターに入館する場合 入館料の全額</p> <p>(2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護人が体育館及び温水プールを個人利用する場合(団体割引その他の割引制度の適用を受ける場合を除く。) 半額</p> <p>(3) その他市長が特別の理由があると認める場合 市長が定める額</p> <p>2 前項の規定による使用料等の減免を受けようとする者は、使用料等減免申請書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、同項第2号の規定に該当することを証する書類等を提示した者その他市長が提出を要しないと認めた場合は、この限りでない。</p> | |

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。